

三陸地域水産加工業等振興推進協議会設置要綱

20160310 東北 第 6 号

平成 28 年 3 月 30 日制定

(目的)

第 1 条 三陸地域における水産加工業及び関連産業の発展や地域産業の活性化を推進するため、三陸地域が水産に関する世界のトップブランド・産地として認知されることを目指し、産官等が必要な取組やプロジェクトを推進することによって、被災地の復興を加速化することを目的に、東北経済産業局に「三陸地域水産加工業等振興推進協議会（以下「協議会」という。）」を設置する。

(事業)

第 2 条 協議会は、前条の目的を達成するため、次の各号の事業を行う。

- (1) 三陸地域における水産加工業等の振興に資する事業
- (2) その他、本会の目的を達成するために必要な事業

(会員)

第 3 条 協議会は、会員及び賛助会員をもって構成する。

- 2 会員は、東北六県商工会議所連合会、東北六県・北海道商工会連合会連絡協議会、一般社団法人東北経済連合会、復興庁、水産庁、東北農政局、東北運輸局、東北経済産業局、青森県、岩手県、宮城県、独立行政法人日本貿易振興機構仙台貿易情報センター、独立行政法人中小企業基盤整備機構とする。
- 3 賛助会員は、協議会の目的に賛同しその事業に参画・協力する事業者、関係機関とする。

(役員)

第 4 条 協議会に会長、副会長を置く。

- 2 会長は、東北六県商工会議所連合会長とする。また、副会長は、東北経済産業局長とする。

(職務)

第 5 条 会長は、協議会を代表し会務を総括する。

- 2 副会長は、会長を補佐し、事務を処理し、会長に職務を行えない事由がある時は、その職務を代行する。

(会議)

第6条 協議会は、会長が必要と認めたときに、随時に開催するものとする。

(分科会)

第7条 本会の円滑な事業推進のため、各種調査、協議、情報共有等を行う分科会を置くことができる。

(事務局)

第8条 本会の会務を処理するため、東北経済産業局東日本大震災復興推進室に事務局を置く。

(その他)

第9条 本規約に定めるもののほか、本会の運営に関し必要な事項は、別に定める。

(附則)

この要綱は、平成28年3月30日から施行する。